

一人親方さん便り

カンパニーリスクマネジメント協会一人親方会

平成26年4月

安全衛生標語入賞作品のご紹介です（陸災防）

テーマ：「健康・快適職場（作業）」連載第3回目

昭和59年「災害は 慣れと手抜きと油断から」

平成2年「みんな健康 明るい職場 すすんで受けよう 定期健診」



☆ばかばか陽気になりました。・・作業前の「心・身体引き締め」は大丈夫ですか？

筋肉が固くなっていた季節から、すこし身体が緩む季節になりましたが、こんな時こそ要注意！飲みすぎ食べ過ぎ力抜けになっていませんか？作業前の使用材料を点検するのと同じように、身体のアちこちにも指さし確認をしてあげましょう。

鼻炎やアレルギーの方にはつらい季節です。作業にも支障の出ないように対処を心掛けましょう。マスクやスカットするキャンディー等もポケットにあると便利かも知れません。

◆労災豆知識（一人親方さん用）

労災保険って？

*業務中に負傷した場合、日本全国どこの現場の事故でも労災申請が出来ますか？

労災制度は国が行う制度ですので、全国どこの現場の事故でも労災申請が出来ます。どの会社からの請負現場であっても同じです。例えば労災加入が大阪で、鹿児島現場でケガをした場合でも申請手続きは通常に行います。最終的な「労災認定」は労働基準監督署が行うという事も全国どこでも同じです。

*通勤での災害も対象ですか？その際に気を付けることはありますか？

作業現場に行く途中・作業現場から帰る途中の事故でも労災申請は可能です。しかし、通勤労災は状況確認が重要で、認定にもさまざまな判断が必要です。特に「交通事故」で、第三者がからんだ事故が起こった時には、事故証明や免許証等の確認・第三者行為災害用紙など、いろいろ用意しなくてはなりません。書類が整ったとしても、すでに示談をしてしまっている場合は、原則として労災補償が受けられなくなります。結果、通勤途上でのケガでも全額自己負担となってしまう可能性がありますので、注意が必要です。

今日も一日元気で健康でご安全に！！

カンパニーリスクマネジメント協会一人親方会 労災事務局
(安達社会保険労務士事務所)

TEL : 06-6966-4737

FAX : 06-6966-4738

H/P にその他いろいろな情報を掲載しています！ H/P <http://www.oyakatar.jp/>